

第99回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

書面交付請求による交付書面に記載しない事項

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

武蔵精密工業株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	97百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

- (注) 1. 当社の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の会計監査実績等を確認し、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨

と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

●内部統制システム整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で基本方針を決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ・コンプライアンスの推進を担当する役員を任命し、体系的な取り組みを行う体制整備を図る。
 - ・企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する委員会を設置する。
 - ・当社グループの社員一人ひとりが、お客様や社会とのかかわりの中で守るべき共有の行動規範として「わたしたちのコンプライアンス」を明文化し、その周知徹底を図る。
 - ・企業倫理に関する問題に対応するため、内部通報の体制の整備を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書管理規程に基づいて、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存管理するなど情報管理の体制整備を図る。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメントの推進を担当する役員を任命し、体系的な取り組みを行うリスクマネジメントの体制整備を図る。
 - ・「危機管理規程」を定め、事業活動におけるリスクについて各部門が予防・対策に努めるほか、大規模災害、伝染病の流行やサイバー攻撃などの全社レベルの危機管理及びその対応を行う。
 - ・当社グループのリスクマネジメントについては、当社役員の議論によるリスクマネジメント体制の強化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会がChief Officer制を主体としたグローバルな業務執行を監督する体制の整備を図る。
 - ・地域事業と各種執行機能において、それぞれの地域や現場に応じた、迅速かつ最適な経営判断を行うとともに、効率的、効果的な業務運営を行う。

- ・経営会議は、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。
- ・経営戦略会議を設置し、グループ方針の共有化及び経営計画実現のための課題抽出及びその対応を協議し、グループ会社としての業務執行の最適性及び効率性の向上を図る。

⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために関係会社管理規程を整備し、関係会社管理規程に従ってグループ会社各社の管理を行い、グループ会社各社から報告を受ける。
- ・当社グループの効果的な経営体制を確立するため、ムサシグローバルポリシーを整備し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に努める。
- ・当社グループ会社各社は、チェックリストに基づく定期的な自己検証を実施する。
- ・独立した内部監査部門である業務監査室及び各地域内に配置されたグローバル監査人は、当社各部門ならびにグループ各社の業務遂行状況について内部監査を行うほか、その内部監査の充実に努める。
- ・業務監査室は、内部監査の結果を被監査部門・被監査会社へ通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、取締役会に適宜状況を報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」）を除く）からの独立性に関する事項

- ・内部監査部門に監査等委員会の職務の補助業務にあたらせ、内部監査部門の独立性を確保しながら、監査等委員会との連携を深めつつ効率的、実効的監査体制の確立に資する。

⑦ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会に対して、当社や子会社などの営業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況などを定期的に報告するほか、会社へ重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。

- ・監査等委員は、取締役（監査等委員を除く）又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないとともに、当該報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員を除く）にその理由の開示を求めることができる。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査体制の構築及びその監査環境整備を行い、監査の実効性を高める。監査等委員会と内部監査部門である業務監査室が緊密に連携して、当社や子会社などの業務監査を実施するほか、監査等委員は経営会議その他の重要な会議に出席する。
- ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

●内部統制システムの運用状況

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する取り組みを推進するコンプライアンスオフィサーを任命し、内部統制委員会を設置して企業倫理やコンプライアンスに関する事項について審議しています。
- ・行動規範「わたしたちのコンプライアンス」に基づいたコンプライアンス研修を、全従業員を対象に実施し、企業倫理の向上を図っています。
- ・内部通報窓口である、ムサシ企業倫理提案窓口で、企業倫理やコンプライアンスに関する問題の提案を受け付けています。会社内部の窓口のほか、社外弁護士窓口と監査等委員窓口も置き、より提案しやすい環境とすることで本制度の実効性を高めています。また当社グループにおける内部通報制度の実効性を高めるため、グループ会社各社の体制の再整備と運用の強化をすると共に、各社の状況のモニタリングを行っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に文書の管理や保存期間について定め、情報を保存管理しています。
- ・ 取締役の職務の執行にかかる情報についても、文書管理規程に基づき保存期間を定め、機密管理規程に基づき機密等級を表示するなど、適切に管理しています。
- ・ 社内文書の管理及び機密保持に関する規程を定期的に見直し、業務に関する情報の適切な管理を推進しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスクマネジメントに関する取り組みを推進するリスクマネジメントオフィサーを任命し、BCM委員会を設置して事業継続上のリスクと対応について審議するとともに、事業継続計画(BCP)の策定などを行っています。
- ・ 最大リスクと想定される大規模地震に対するBCP訓練を継続的に実施しています。
- ・ 危機管理規程に基づき、業務上のリスクおよび事業継続上のリスクを本社およびグループ会社各社で評価し、当社グループでのリスク抽出・分析を行い、取締役が出席するサステナビリティ戦略会議にて、当社グループのリスクマネジメントに関する議論を行っています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会において、取締役の職務分担及び執行役員の任命を行い、業務の効率的な運営を図っています。また、グループ全体としての経営戦略や中長期的な経営計画を積極的に議論し、企業価値の向上を図っています。
- ・ 監査等委員会設置会社として、定款規定に基づき、取締役会決議により重要な業務執行の一部を経営会議に権限委譲し、効率的で機動的な経営の意思決定を行っています。
- ・ 業務執行については、執行役員の明確な執行責任のもとで、機動的に実行しています。
- ・ グループ会社各社と方針を共有し、事業計画を実現するため、課題等について協議する経営戦略会議を開催するとともに、基幹システムの刷新を中心とするグローバルプラットフォームの拡充をしています。また、グループ全体の業務執行の最適化ならびに効率化を図るため、データ利活用による見える化を行うことで、経営判断のスピード化に繋げています。

⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、当社グループの体制構築と運用状況を監督しています。
- ・グループ会社から本社への報告事項等を定めた関係会社管理規程を制定し、グループ会社の管理を行っています。
- ・グループ全体の効率的な運営と統合的な管理に資することを目的として策定した共通ルール（グローバルポリシー）の運用の定着を図り、定期的なポリシーの見直しにより業務効率とガバナンスの拡充に努めています。
- ・グループ会社各社が、業務の中で遵守する法令や配慮するリスクについて、チェックリストを使った自己検証を定期的に行い、その結果からグループ全体で取り組むべき課題について、内部統制委員会で審議しています。
- ・独立した内部監査部門である業務監査室及び各地域内に配置されたグローバル監査人が、社内の各部門及びグループ会社を定期的に監査しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」）を除く）からの独立性に関する事項

- ・業務執行部門から独立した業務監査室が監査等委員会を補助し、監査機能の強化を図っています。業務監査室は他の業務執行部門から独立した部署であり、監査等委員会を補助する業務においては、監査等委員会の指示に従っています。

⑦ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会が監査に必要な情報を得ることができるよう、内部監査部門、内部統制部門及びその他の業務部門が定期的に監査等委員会に報告しています。また、業務監査室及びグローバル内部監査人は、タイムリーに監査結果及び監査改善提言の実行状況を監査等委員会に報告するなど、代表取締役とのデュアルレポートを実践しています。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は定期的に行う監査以外にも、当社を取り巻く状況の把握に努め、業務監査室との連携や監査等委員同士の情報交換の機会を設けるなど、監査の実効性向上のための環境整備を行っています。
- ・ 監査等委員は経営会議その他の重要な会議に出席し業務執行の状況を把握しています。また、取締役会においては監督・監査の視点から積極的に意見を述べ、取締役会の監督機能の強化を図っています。
- ・ 業務監査室の監査に同席するなど、業務監査室と連携して監査を行っています。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 37社

② 主要な連結子会社の名称

九州武蔵精密株式会社

武蔵キャスティング株式会社

武蔵エナジーソリューションズ株式会社

ムサシオートパーツミシガン・インコーポレーテッド

ムサシオートパーツカナダ・インコーポレーテッド

ムサシオートパーツメキシコ・エス・エー・デ・シー・プイ

ムサシドブラジル・リミターダ

ムサシダアマゾン・リミターダ

ムサシオートパーツカンパニー・リミテッド

ピーティー・ムサシオートパーツインドネシア

ムサシオートパーツインドニア・プライベートリミテッド

ムサシオートパーツベトナムカンパニー・リミテッド

武蔵精密自動車零部件（中山）有限公司

武蔵精密自動車零部件（南通）有限公司

武蔵精密企業投資（中山）有限公司

武蔵自動車零部件（天津）有限公司

ムサシボッケナウ・ゲーエムベーハー・ウント・コー・カーゲー

ムサシパートゾーベルンハイム・ゲーエムベーハー・ウント・コー・カーゲー

ムサシリュッホ・ゲーエムベーハー

ムサシハンミュンデンホルディング・ゲーエムベーハー

ムサシハンガリーフゼザボーニー・カーエフテー

ムサシスペインビジャルバ・エスエル

ムサシホルディングスヨーロッパ・ゲーエムベーハー

ムサシハンガリーマニュファクチャリング・リミテッド

Musashi AI株式会社

Musashi AIノースアメリカ・インコーポレーテッド

武蔵ワイヤード株式会社

ムサシエナジーソリューションズ ノースアメリカ・インコーポレーテッド

③ 連結範囲の変更

当連結会計年度より、新たに設立したムサシエナジーソリューションズ ノースアメリカ・インコーポレーテッドを連結の範囲に含めております。

2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

ムサシオートパーツユーカー・リミテッド

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

3社

② 主要な関連会社の名称

株式会社Waphyto、634AI・リミテッド、ムサシデルタイアックスルインディアプライベート・リミテッド

2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

ムサシオートパーツユーカー・リミテッド

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち7社の決算日は12月31日であります。これら7社は、連結決算日に仮決算を実施して連結しております。

従来、決算日が2月28日であった連結子会社武蔵ワイヤード株式会社は、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っていましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。これに伴い、当該連結子会社の2025年3月1日から2025年3月31日までの損益について利益剰余金の増減として調整しています。この変更による連結計算書類に与える影響は軽微です。

(4) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブ
時価法

- ③ 棚卸資産

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりますが、一部在外連結子会社については、先入先出法又は総平均法による低価法を採用しております。

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 20～50年

機械装置及び運搬具 5～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（5～11年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 使用権資産

一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法については、リース期間または当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

製品保証費の支出に備えるため、保証費の発生見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、保証先の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑥ 訴訟損失引当金

訴訟案件の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

⑦ 構造改革引当金

構造改革に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、主として自動車部品等を生産・販売しております。主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、製品を納入した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約により約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を充たしているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を充たしている為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建借入金及び外貨建営業債権債務

③ ヘッジ方針

外貨建債権及び外貨建債務の為替変動リスクを回避することを目的とし、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

5～15年の定額法により償却しております。

③ グループ通算制度の適用

当社及び国内の一部の連結子会社では、グループ通算制度を適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

- 1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した武蔵精密自動車零部件（中山）有限公司の固定資産の金額

	当 連 結 会 計 年 度
有形固定資産	9,048百万円
無形固定資産	0百万円

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

在外子会社における固定資産については、国際財務報告基準に基づき、固定資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には減損テストを実施しております。減損テストの結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、回収可能価額は有形固定資産の残存使用見込期間における将来キャッシュ・フローの割引現在価値による使用価値として算定しています。

当連結会計年度において、武蔵精密自動車零部件（中山）有限公司では、中国自動車市場の変化に伴う顧客からの受注減少によって営業損益が低下したことにより、固定資産に減損の兆候が識別されていますが、使用価値によって算定した回収可能価額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識していません。

② 主要な仮定

使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画に基づき見積もっており、当該事業計画には、製品の将来売上高といった主要な仮定が含まれます。製品の将来売上高の仮定は、顧客からの内示情報を基礎としており、中国系顧客への販売数量の拡大を前提としていますが、市場環境の変化の激しい中国自動車市場における製品販売数量の拡大見込には不確実性を伴うため、当該仮定に関する判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。

また、使用価値の測定に用いる割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度の経営環境が大きく変化したことにより、見積りの前提とした条件や用いた仮定に変更が生じた場合には、減損処理を行う可能性があります。

(2) 市場価格のない株式の評価

- 1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した市場価格のない株式の金額

投資有価証券3,523百万円

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、市場価格のない株式について、取得価額をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には減損処理の要否を検討しています。そのうち、スタートアップ企業への投資等、超過収益力を見込み1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得した株式については、超過収益力等が毀損し実質価額が大幅に低下した場合に減損処理を行うこととしています。

② 主要な仮定

超過収益力等の毀損の有無の検討には、投資先の属する市場環境や製品開発の状況等の理解、及び投資先の事業計画の達成可能性に対する判断が必要となります。事業計画には、投資先の売上高の増加等の重要な仮定が含まれ、事業計画の達成には高い不確実性が伴います。また、株式の超過収益力等の毀損の有無の判断には、事業計画と実績が乖離した場合の要因の分析が必要となり、重要な判断を伴います。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場価格のない株式については、仮に超過収益力等が毀損し、実質価額の著しい低下があった場合に認識する減損損失の金額は重要となる可能性が高いと考えております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 328,257百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (2) 構造改革引当金

欧州セグメントの構造改革に伴う早期退職一時金、弁護士費用などについて、発生が見込まれる金額を引当金として計上しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) (「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の適用)

当社グループは、「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)第7項を適用し、当連結会計年度に関する国際最低課税額に対する法人税等を計上していません。

(2) 構造改革費用

欧州セグメントの構造改革に伴う早期退職一時金及び弁護士費用など、発生が見込まれる金額の引当及び費用等であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	65,556千株	25千株	一千株	65,581千株

(注) 普通株式の株式数の増加の内訳は次の通りです。

- ・譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加：25千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普 通 株 式	35,825株	5,165株	一株	40,990株

(注) 普通株式の株式数の増加の内訳は次の通りです。

- ・譲渡制限付株式インセンティブの権利失効による増加：5,165株

(3) 剰余金の配当に関する事項

1) 配当金支払額等

① 2025年6月26日開催の第98回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,638百万円
- ・1株当たり配当金額 25円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

② 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,638百万円
- ・1株当たり配当金額 25円
- ・基準日 2025年9月30日
- ・効力発生日 2025年11月28日

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年6月26日開催の第99回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 983百万円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 2026年3月31日
- ・効力発生日 2026年6月29日
- ・配当の原資 利益剰余金

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として銀行等金融機関からの借入や社債発行により必要な資金を調達しております。一時的な余資の運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、外貨の借入金の為替変動リスクに対しては為替予約及び通貨スワップを、金利変動リスクに対しては金利スワップを利用することとしております。なお、デリバティブ取引は社内ルールに従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (* 2)	6,274	6,274	—
資産計	6,274	6,274	—
(2) 長期借入金 (* 4)	53,530	52,593	△937
負債計	53,530	52,593	△937

(* 1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式等	3,523

(* 3) 当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている出資金のうち、持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は1,583百万円であります。

(* 4) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,234	—	—	6,234
転換社債型新株予約権付社債	—	—	40	40
資産計	6,234	—	40	6,274

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	52,593	—	52,593
負債計	—	52,593	—	52,593

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債は、割引キャッシュ・フロー法等の評価技法を用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利が一定期間ごとに更改される条件のものは、時価が帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	米州	アジア	中国	欧州	合計
本田技研工業株式会社 及びその関係会社	23,094	88,278	55,869	8,833	16	176,092
その他グローバルカスタマー	18,446	22,650	24,787	20,240	84,904	171,030
顧客との契約から生じる収益	41,541	110,928	80,657	29,074	84,920	347,122
その他の収益	—	78	—	—	—	78
外部顧客への売上高	41,541	111,006	80,657	29,074	84,920	347,200

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当ありません。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,861円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	19円29銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、売却目的の購入機械及び自社製作機械は個別法による原価法

2) 金型貯蔵品

個別法による原価法

3) その他の貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 31～47年

機械及び装置 9年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

② その他の無形固定資産

定額法

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

4) 製品保証引当金

製品保証費の支出に備えるため、保証費の発生見込額を計上しております。

5) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、保証先の財政状態等を個別に勘案し、損失引当負担見込額を計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主として自動車部品等を生産・販売しております。主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、製品を納入した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約により約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。

(8) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を充たしているデリバティブ取引については、繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を充たしている為替予約取引及び通貨スワップ取引については振当処理を、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建借入金及び外貨建営業債権債務

3) ヘッジ方針

外貨建債権及び外貨建債務の為替変動リスクを回避することを目的とし、為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

5年の定額法により費用処理しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない株式の評価

1) 当事業年度の計算書類に計上した市場価格のない株式の金額

投資有価証券2,090百万円

2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記(2)市場価格のない株式の評価2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する債権債務	短期金銭債権	36,500百万円
	長期金銭債権	12,585百万円
	短期金銭債務	15,997百万円
	長期金銭債務	300百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		44,041百万円
(3) 偶発債務		
保証債務		

関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり保証を行っております。

会 社 名	保 証 残 高
ム サ シ ョ ー ロ ッ パ ・ ゲ ー エ ム ベ ー ハ ー	31,551百万円
武 蔵 エ ナ ジ ー ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	3,000百万円
武 蔵 精 密 汽 車 零 部 件 (中 山) 有 限 公 司	261百万円
ム サ シ ダ ア マ ゴ ニ ア ・ リ ミ タ ー ダ	20百万円
計	34,832百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	売上高	45,980百万円
	仕入高	19,047百万円
	営業取引以外の取引高	15,788百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	35,825株	5,165株	一株	40,990株

(注) 普通株式の株式数の増加の内訳は次の通りです。

・ 譲渡制限付株式インセンティブの権利失効による増加：5,165株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	未払事業税	86百万円
	賞与引当金	399
	役員賞与引当金	16
	社会保険未払	67
	棚卸資産等	245
	減価償却費限度超過	158
	役員退職慰労未払金	22
	債務保証損失引当金	61
	投資有価証券評価損	2,135
	関係会社株式評価損	6,540
	貸倒引当金	2,919
	子会社株式取得費用	29
	その他	93
	繰延税金資産小計	12,777
	評価性引当金	△11,720
	繰延税金資産合計	1,056
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△1,256
	その他	△139
	繰延税金負債合計	△1,395
繰延税金資産（負債）の純額		△338

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内の一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

８．関連当事者との取引に関する注記

(１) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の被所有割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円) (注) 2	科 目	期 末 残 高 (百万円) (注) 2
そ の 他 の 関 係 会 社	本田技研工業株式会社	25.0	当社製品の販売	製品等の販売 (注) 1	21,931	売 掛 金	2,607

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) １．販売価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格及び当社の生産技術などを勘案して見積書を作成し、それを提出のうえ、価格交渉を行い決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(２) 子会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	九州武蔵精密株式会社	100.0	製 品 の 仕 入 及び役員等の兼任	製 品 の 仕 入 (注) 1	11,504	買 掛 金	2,599
子 会 社	武蔵エナジーソリューションズ株式会社	100.0	債務保証の引受及び資金の貸付及び役員等の兼任	債務保証の引受 (注) 2	3,000	—	—
				資 金 の 貸 付 資金の回収	12,836 2,100	短期貸付金 (注) 4	16,095
				利 息 の 受 取 (注) 3	39	未 収 利 息	—
				貸倒引当金の繰 入	584	貸倒引当金	3,263
子 会 社	ムサシダアマゾン・リミターダ	100.0	資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付 資金の回収	3,117 1,402	短期貸付金	1,765
				利 息 の 受 取 (注) 3	25	未 収 利 息	22
子 会 社	ムサシオートパーツカンパニー・リミテッド	82.3	資 金 の 借 入	資 金 の 借 入 資金の返済	10,164 —	短期借入金	10,248
				利 息 の 支 払 (注) 3	2	未 払 利 息	2
子 会 社	ムサシオートパーツインディア・プライベートリミテッド	100.0	資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付 資金の回収	1,906 —	長期貸付金	1,906
				利 息 の 受 取 (注) 3	5	未 収 利 息	5
子 会 社	ビーティー・ムサシオートパーツインドネシア	80.0	資 金 の 借 入	資 金 の 借 入 資金の返済	— —	短期借入金	1,660
				利 息 の 支 払 (注) 3	22	未 払 利 息	—
子 会 社	ムサシオートパーツメキシコ・エス・エー・デー・シー・ブイ	100.0	当社製品の販売及び資金の貸付	製品等の販売 (注) 1	6,187	売 掛 金	1,291
				資 金 の 貸 付 資金の回収	— —	短期貸付金	3,300
				利 息 の 受 取 (注) 3	81	未 収 利 息	—
子 会 社	ムサシヨーロッパ・グーエムベールハー	100.0	債務保証の引受及び資金の貸付及び役員等の兼任	債務保証の引受 (注) 2	31,551	—	—
				保証料の受取 (注) 2	732	未 収 入 金	110
				資 金 の 貸 付 資金の回収	— —	長期貸付金	8,003
				利 息 の 受 取 (注) 3	240	未 収 利 息	100

子 会 社	ムサシエナジーソリューションズ・ノースアメリカ・インコーポレーテッド	100.0	資 金 の 貸 付	資 金 の 貸 付	2,966	短期貸付金	3,198
				資 金 の 回 収	—		
				利 息 の 受 取 (注) 3	74	未 収 利 息	68

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格等の取引条件については、子会社との基本契約に基づき、市場実勢を勘案した上で決定しております。
2. 債務保証の引受については、各社の金融機関からの借入に対して行ったものであり、保証料は受領しておりません。ただし、ムサシヨーロッパ・ゲーエムベーハーについては、保証料を受領しております。
3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」の内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 957円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円81銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。